

平成 24 年度地域主導による再生可能エネルギー導入のための緊急支援事業委託業務の
公募に係る提案書等の審査及び採択決定方法

1. 提案書審査の手順

- 1) 応募資格のある者から提出された提案書等について、平成 24 年度地域主導による再生可能エネルギー導入のための緊急支援事業委託業務に係る提案書評価基準表に基づき、必須項目についての評価を提案書審査検討会の各検討員が行う。各検討員の評価結果を同検討会で協議し、検討会において必須項目ごとに基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。
- 2) 合格した提案書について、検討員ごとに評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各検討員の採点結果を検討会で確認し、事実誤認等があれば各検討員において訂正する。

2. 採択決定

- 1 の評価が優秀なものの中から、更に再生可能エネルギーの種類や対象地域も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とする。

3. その他

- 上記に定めるもののほか、提案書等の審査及び採択決定について必要な事項は提案書審査検討会が別に定める。

平成24年度地域主導による再生可能エネルギー導入のための緊急支援事業委託業務に係る
提案書審査検討会設置要綱

1 目的

平成24年度地域主導による再生可能エネルギー導入のための緊急支援事業委託業務の公募に係る事業の採択を行うための提案書の公募要領等を決定するとともに、提案書等を審査することを目的として、「平成24年度地域主導による再生可能エネルギー導入のための緊急支援事業委託業務に係る提案書審査検討会」（以下「検討会」）を開催する。

2 検討会の事務

- (1) 検討会は、平成24年度地域主導による再生可能エネルギー導入のための緊急支援事業委託業務委託先候補者を選定するための公募を行うため、公募要領等を審査し決定する。
- (2) 検討会は、「提案書の審査及び採択決定方法」に基づき、応募資格のある者から提出された提案書等（以下「提案書」という。）を審査し、採点する。

3 検討会の構成

検討会の構成は、次のとおりとする。

検討員長	地球環境局地球温暖化対策課長	和田 篤也	
検討員	地球環境局総務課長	正田 寛	
	地球環境局地球温暖化対策課調整官	神谷 洋一	
	地球環境局地球温暖化対策課課長補佐	河 合	祐 蔵
	地球環境局地球温暖化対策課係長	吉田 諭史	

4 検討会の開催

- (1) 検討員長は、2の事務を行うために必要があるときに検討会を招集する。
- (2) 検討員長及び検討員が出席困難な場合は、同じ課の者を代理として出席させることができる。

5 検討会の議事

- (1) 検討会の議事は、検討会で審議を行い、審議の結果を踏まえた検討員長決定をもって、検討会決定とする。
- (2) 提案書を審査する場合は、検討員長及び検討員が各自で提案書を審査し、採点を行った後、検討会において採点結果等の審議を行い、審議結果を踏まえた検討員長決定をもって検討会決定とする。

6 検討会の事務局

検討会の円滑な運営を支援するため、地球環境局地球温暖化対策課が事務を行うものとする。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、検討員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。